

富山県感染症対策連携協議会設置要綱

(目的)

第1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、感染症の発生及びまん延の防止のための施策の実施に当たり、各関係機関・団体等との連携協力体制の整備等を図るため、富山県感染症対策連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 平時における関係機関間の連携協力体制の整備に関する事
- (2) 富山県感染症予防計画において定める事項に関する事
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生の予防及びまん延を防止するために必要な対策の実施に関する事
- (4) その他感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関する事

(組織)

第3 協議会は、別表に掲げる関係機関・団体等から構成し組織する。

(座長)

第4 協議会の座長は、富山県とする。

- 2 座長は、協議会を総括する。

(運営)

第5 協議会は、富山県が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、協議会に構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(部会)

第6 協議会は、特定の事項を協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、協議会の構成員の中から座長が選定し、参加を求める。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する構成員の互選によってこれを定める。
- 3 部会は、富山県が招集する。
- 4 部会長は、部会の構成員のほかに必要と認める関係機関・団体等に対して、

部会へ出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、厚生部健康対策室感染症・疾病対策課において処理する。

(細則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

富山県感染症対策連携協議会構成員

分野	構成員	備考
医療機関	県立中央病院	第一種感染症指定医療機関
	富山大学附属病院	第一種感染症指定医療機関 第二種感染症指定医療機関
	黒部市民病院	第二種感染症指定医療機関
	富山市民病院	第二種感染症指定医療機関
	高岡市民病院	第二種感染症指定医療機関
	市立砺波総合病院	第二種感染症指定医療機関
	厚生連高岡病院	
関係団体	富山県公的病院長協議会	
	富山県医師会	
	富山県歯科医師会	
	富山県看護協会	
	富山県薬剤師会	
	富山県医薬品卸業協同組合	
	富山県消防長会	
	全日本病院協会富山県支部	
行政機関	富山県	座長
	富山市保健所	
	富山県厚生センター所長・支所長会	
	富山県衛生研究所	
	新潟検疫所富山空港出張所	